

文部科学省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 文部科学省の任務及び所掌事務の改正

- 一 文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めるところとする事。

(第三条関係)

- 二 文部科学省の所掌事務に、次の事務を追加することとする事。

(第四条関係)

- 1 スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 2 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 3 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関する事。

第二 スポーツ庁の設置

- 一 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とすること。

(第十三条及び第十四条関係)

- 二 スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とすること。

(第十五条関係)

三 スポーツ庁は、その任務を達成するため、第一の二の1から3までのほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどることとする事。

(第十六条関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十七年十月一日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。